R04-26  **「わかる」から「できる」へ**

３訂　複式農業簿記実践テキスト　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税目等 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| 第１章複式簿記の原理 | ３．複式簿記一巡の流れ（２）勘定 | ・図表「勘定の分類と勘定科目」の勘定科目に飼料費、雇人費、固定資産除却損を追加 |
| 第２章記帳の実務 | Ⅰ．勘定科目一覧表（例）損益計算書勘定科目Ⅲ．期中取引の実際例３．農産物等の販売代金の受け入れ６．費用の支払い10．借入金・預り金等の受け入れ・返済Ⅳ．決算手続の説明　３．決算整理と棚卸表　　（４）決算整理仕訳Ⅴ．決算整理仕訳の実際例　１．期中に算入していない売掛金・未収金に対する収益の計上及び買掛金・未払金に対する費用の計上６．減価償却費の計上　９．農業経営基盤強化準備金 | ・費用の売上原価「農業共済掛金」に「農業収入保険の保険料・事務費」を追加・ポイントの一つ目を「所得税務では，穀物や貯蔵性のある農産物について，収穫基準が適用されます。」の表記に見直し・設例「◎乳牛の廃牛（２頭）の代金￥100,000を現金で受け取った。」を「◎乳牛の廃牛（未償却残高￥1）￥100,000 を販売し，出荷手数料￥10,000が差し引かれ残りの金額が普通預金Ａに入金した。」に変更し、併せて仕訳を変更・設例「◎パートさんに賃金￥10,000を現金で支払った。」の後に「（ここでは、源泉所得税の控除は省略）」を追加・設例の表記を見直し（「◎年末にいちごを出荷した（翌年１月の代金精算日に売上高￥100,000及び出荷経費￥11,000が判明し，前年の12月31日付で次の仕訳をします）」及び「１月に，同上の売掛金が普通預金Ａに入金し、未払金を精算した。」）・「上記棚卸表からの決算整理仕訳は次のとおりです」の後に「（日付は12月31日です）」を追加・設例の表記を見直し（「◎年末にいちごを出荷した（翌年１月の代金精算日に売上高￥100,000及び出荷経費￥11,000が判明し，前年の12月31日付で次の仕訳をします）」及び「１月に，同上の売掛金が普通預金Ａに入金し、未払金を精算した。」）・（注２）少額減価償却資産の必要経費算入＜中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例＞の適用期限を延長（令和４年３月31日まで→令和６年３月31日まで）・ⅱ 「定率法」　イ．平成19年４月１日以後に取得した減価償却資産の「（計算例１）250％定率法（乗用トラクターを平成19.4.1～平成24.3.31に取得のもの）」を削除・④中古資産の耐用年数　ⅰ「法定耐用年数の一部を経過したもの」の計算式を見直し・⑧農業経営基盤強化準備金（措法24条の２）及び農用地等を取得した場合の課税の特例（措法24条の３）の適用期限を延長（令和３年３月31日まで→令和５年３月31日まで）・⑨「特別償却」のうち「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除＜中小企業投資促進税制＞」 （措法10条の３）の適用期限を延長（令和３年３月31日まで→令和５年３月31日まで）・ポイントの末尾に「（注）平成30年４月１日から、租税特別措置法の農業経営基盤強化準備金（第24条の２第３項第２号）が、次のとおり改正されました。」として内容を追加・設例◎農業経営基盤強化準備金を取り崩して，固定資産を購入する（上記平成30年４月１日からの租税特別措置法改正二のイを適用）について、前記追加を踏まえて内容を見直し |
| 第３章消費税課税事業者の仕訳実務 | 1. 消費税の課税事業者と免税事業者
2. 消費税の経理方式
 | ・基準期間の更新（令和２年が課税期間である場合には，平成30年分→令和４年が課税期間である場合には，令和２年分）、当課税期間の前年の更新（令和２年が課税期間である場合には，平成31・令和元年→令和４年が課税期間である場合には，令和３年）・インボイス制度のもとでの税抜経理方式で必要となる経理処理の「なお書き」を追加 |
| 巻末資料 | 1. 所得税青色申告決算書

２．減価償却資産の耐用年数表（抄）（５）機械及び装置（別表第二） | ・様式を最新版に更新し、記入例を見直し・「旧別表第七（農林業用減価償却資産）」を削除 |
| 全国農業図書経営関係図書のご案内 |  | （新　設）・農業簿記、税制関係図書の概要及び二次元コードを追加 |

※）上記の他にも表記の見直し等を行っています。